

# 募集案内

公益財団法人郡山市観光交流振興公社  
嘱託職員採用試験  
(令和5年4月1日採用予定)

## 1 募集職種、募集人員及び応募資格

募集職種	募集人員	職務内容
嘱託職員	1名	公益財団法人郡山市観光交流振興公社が指定管理する公共施設の管理運営業務

## 2 受験資格

令和5年4月1日時点で満年齢が64歳以下の方、学歴不問

ただし、次の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- 当公社職員として懲戒解雇の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

## 3 選考方法

### (1) 第一次試験

書類審査（履歴書、小論文）

※第一次試験の結果については、文書にて通知します。

### (2) 第二次試験

口述試験（面接試験）

※第二次試験の結果については、文書にて通知します。なお、第二次選考合格者には、併せて採用までのご案内及び書類をお送りします。

### (3) その他

合格発表後又は採用後に、受験資格がないこと、又は履歴書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消し不採用とすることがあります。

## 4 応募方法

### (1) 応募期間

令和5年2月1日(水)の午前9時から令和5年2月14日(火)の午後5時までに、(2)の提出書類を下記《申込先・問い合わせ先》まで持参又は郵送して下さい。

※持参の場合は、令和5年2月6日(月)・13日(月)は郡山カルチャーパーク休園日のため、受付できません。

※郵送の場合は、令和5年2月14日(火)必着となります。

### (2) 提出書類

#### ① 履歴書 …… 1部

最近3ヶ月以内に撮影した受験者本人の写真1枚(上半身、脱帽、正面向)を必ず貼って下さい。

#### ② 小論文 …… 1部

〈テーマ〉「少子化で子どもの数が減少している中で、子ども関連の公共施設(郡山カルチャーパークや郡山石筵ふれあい牧場など)の利用者を増加させるにはどのような方法があると思うか？」を800字程度にまとめて提出して下さい。

#### ③ 返信用封筒 (第一次選考の結果通知用) …… 1部

※**履歴書及び小論文は所定の様式**がありますので、当会社ウェブサイトからダウンロードするか、次の施設で取得して下さい。ただし、休園日で施設が休みの場合があるほか、お渡し出来ない時間帯もありますので、事前に確認して下さい。

○ 郡山カルチャーパーク 024(947)1600

※返信用封筒には、必ず84円切手を貼り、封筒表面に受験申込者の住所、氏名を記載して下さい。

※提出書類は必ず黒のボールペンを使用し、受験者本人が自筆で記入して下さい。

※提出書類は、返却しませんので、ご了承ください。

《申込先・問い合わせ先》

〒963-0112 郡山市安積町成田字東丸山61番地  
公益財団法人郡山市観光交流振興公社  
事務局 総務課 (郡山カルチャーパーク内) 電話 024(947)1602

## 5 試験日程場所及び合格発表

試験区分	試験内容	日程	場所	合格発表
第一次試験	書類選考 (小論文含む)	令和5年 2月中旬	当公社事務局内	令和5年 2月下旬
第二次試験	口述試験 (面接試験)	令和5年 3月1日(水) 午前10時～	郡山カルチャーパーク カルチャーセンター 第2会議室	令和5年 3月2日以降

※第一次試験及び第二次試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

## 6 採用

第二次試験合格者は、令和5年4月1日付で採用する予定です。

〈採用場所〉 公園振興事務所(郡山市安積町又は麓山)

〈嘱託期間〉 **令和5年4月1日から令和6年3月31日まで**

※当公社が指定管理する施設の指定期間が終了する令和6年3月31日までの1年間

## 7 勤務条件等

(1) 給料 (令和4年4月1日現在)

月額 162,400円(18才の場合) ※年齢に応じて加算されます。

(例) 40才の場合 180,200円

(2) 諸手当

通勤手当、時間外・休日勤務手当、期末・勤勉手当・扶養手当・住居手当

(3) 福利厚生

各種保険加入、郡山市勤労者互助会加入、健康診断

(4) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

※休憩時間 原則正午から午後1時まで(60分間)

(5) 休日(勤務を要しない日)

〈週休〉 週休2日制を原則として、所属長が別に定める

〈年末年始〉 12月29日から翌年1月3日まで

(6) 有給休暇、特別休暇等

当公社嘱託職員等の雇用に関する規程に基づき付与する

(7) その他

当公社関連規程による

## 8 その他

この試験に関し不明な点は、公益財団法人郡山市観光交流振興公社事務局総務課（申込先・問い合わせ先に同じ）にお問い合わせ下さい。